

政令第四十二号

著作権法施行令の一部を改正する政令

内閣は、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十八条第十項（同法第八十八条第二項及び第百四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「による登録」の下に「又は相続若しくは法人の合併による権利の移転の登録」を加える。

第二十条第七号中「登録の年月日及び」を削る。

第二十条の次に次の一条を加える。

（併合申請）

第二十条の二 二以上の登録は、登録の目的が同一である場合に限り、同一の申請書で申請することができる。

第二十一条第一項中「前条」を「第二十条」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「書面」の下に「登録の原因が相続その他の一般承継であるときは、戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書、住民票の写しその他当該事実を証明することができる書面を含む。第二十三条第一項第五号において同じ。」を加え、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項中「前条」を「第二十条」に改め、同項ただし書中「登録の年月日及び」を削る。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（添付資料の省略）

第二十一条の二 同時に二以上の登録の申請の手続をする場合において、各手続において添付すべき資料の内容が同一であるときは、一の手続においてこれを添付し、他の手続においてその旨を申し出てその添付を省略することができる。

2 登録の申請の手続において添付すべき資料は、当該資料と内容が同一である資料を他の登録の申請の手続において既に提出しており、かつ、当該資料の内容に変更がないときは、その旨を申し出てその添付を省略することができる。ただし、文化庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該添付すべき資料の提出を求めることができる。

第二十二條第一項中「受け付け」を「受付」に改める。

第二十三條第一項第三号イ中「当該登録義務者が登録名義人の相続人その他の一般承継人である場合を除く。」を削り、同項第四号中「添付しない」を「添付せず、又は第二十一条の二第二項ただし書の規定により求められた資料を提出しない」に改める。

第二十四條中「登録の」を「申請の受付の」に改める。

第三十二條ただし書及び第三十三條第一項ただし書中「登録の年月日及び」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十二号）の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の著作権法施行令第七章第二節の規定は、この政令の施行後に受付がされた申請又は嘱託に係る登録の手続について適用し、この政令の施行前に受付がされた申請又は嘱託に係る登録の手続については、なお従前の例による。

第三条 この政令の施行前に受付がされた申請又は嘱託に係る登録は、著作権法施行令第三十四条の規定の適用については、この政令の施行後に受付がされた申請又は嘱託に係る登録より前にされたものとみなす。

（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正）

第四条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二件」を「プログラムの著作物に係る登録一件」に改める。

第四条中「第二十条」の下に「第二十一条の二第二項」を加える。

文部科学大臣 柴山 昌彦
内閣総理大臣 安倍 晋三

工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四十三号

工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第四十四条及び第六十二条第一項（同法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和二十四年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令

第一条第一項中「工業標準化法（を「産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）」に、「第三十条」を「第四十四条」に、「第十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「第二十条第一項又は第二十三条第一項から第三項まで」を「第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項又は第三十七条第一項から第六項まで」に、「四十万九千九百円」を「四十五万九千九百円」に、「三十九万八千六百円」を「四十五万六千九百円」に改め、同項第一号中「及び第五号」を「第五号、第七号及び第八号」に、「法第二十五条第一項」を「法第三十九条第一項」に、「四万九千六百円」に法第二十五条第一項」を「一六万九千九百円」に、「又はその加工技術」を「若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務」に改め、同項第二号中「及び第六号」を「第六号、第八号及び第九号」に、「次号」を「以下この号及び次号」に、「四万九千六百円」を「六万九千六百円」に、「又はその加工技術」を「若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務」に、「第二十七条各号」を「第四十一条各号」に改め、「審査するための」の下に「内閣府、総務省、文部科学省」を加え、「又は国土交通省」を「国土交通省又は環境省」に、「単に「旅費」を「二認証機関審査旅費」に改め、同項第三号中「三万五千七百円」を「四万二千二百円」に、「又はその加工技術」を「若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務」に、「旅費」を「認証機関審査旅費」に改め、同項第四号中「第十九条第三項」を「第三十条第三項」に、「第二十七条第一項第一号」を「第四十一条第一項第一号」に、「六万三千二百円」を「九万五千二百円」に改め、同項第五号中「第二十七条第一項第一号」を「第四十一条第一項第一号」に、「六万三千二百円」を「九万五千二百円」に、「旅費の額」を「同号の基準に適合するかどうかを審査するため厚生労働省、農林水産省、経済産業省又は国土交通省の職員二人が当該審査に係る外国にある試験所の所在地出張する」とした場合に旅費の規定により支給すべきこととなる旅費の額（以下この条において「試験所審査旅費の額」という。）に改め、同項第六号中「第二十七条第一項第一号」を「第四十一条第一項第一号」に、「四万七千五百円」を「五万四千四百円」に、「旅費」を「試験所審査旅費」に改め、同項に次の三号を加える。